



2023年8月29日

各 位

会 社 名	A Iメカテック株式会社
代表者名	代表取締役執行役員社長 阿部 猪佐雄 (コード番号：6227 東証スタンダード)
問合せ先	経営企画部長 米田 達也 (TEL 0297-62-9111)

## 役員退職慰労金制度の廃止および譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止および譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年9月27日に開催予定の第7期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 役員退職慰労金制度の廃止

##### (1) 制度廃止の理由

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役および監査役を対象とした役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。

##### (2) 制度廃止日

本株主総会終結の時をもって廃止することといたします。

##### (3) 制度廃止に伴う打切り支給について

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、在任中の取締役および監査役に対して、役員退職慰労金制度の廃止までの在任期間に対する退職慰労金を打切り支給することとし、本株主総会に付議する予定です。

なお、支給時期につきましては、各取締役および監査役の退任の時とする予定です。

##### (4) 業績に与える影響

当社は、従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく期末要支給額を役員退職慰労金引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微です。

#### 2. 本制度の導入の目的および条件

##### (1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を含む。以下、「対象取締役」という。）に、当社企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入されるものです。

##### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬額は、2021年9月29日開催の第5回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し本制度に係る報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとします。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の報酬額とは別枠で年額50百万円以内（うち社外取締役5百万円以内）とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年25,000株以内（うち社外取締役2,500株以内）といたします。ただし、本株主総会の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる株式数の調整を必要とする場合には、発行または処分される株式数を合理的に調整するものとします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を喪失する日（ただし、譲渡制限付株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他一切の処分行為をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

#### 4. 当社の執行役員等への適用

本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員および従業員に対しても、本制度と同様、譲渡制限付株式を付与する制度を導入する予定です。

以 上